

小坂町アカシアまつり露店出店要綱

小坂町アカシアまつり実施委員会

本要綱は、小坂町アカシアまつりの露店出店を円滑に行うため必要な事項を定めるものである。

1. 出店日時場所

小坂町アカシアまつり実施委員会が定めるところとする。

2. 出店者の参加資格について

- (1) 小坂町、鹿角市の事業者であり、暴力団関係者でないこと。(暴力団の排除)
- (2) 飲食に係る出店者は、食品衛生法により従事者の腸内細菌検査結果報告書のコピーを添付すること。
- (3) 小坂町・鹿角市在住者からの名義借り、出店者からの又借り出店は禁止する。
- (4) 町民の手づくりのイベントであることから、県街商協会関係者へは出店許可しない。
- (5) キッチンカーについては、秋田県内または近隣県の事業者であること。
- (6) 出店者の確認のため、出店者会議に出席しない者は、出店申込を無効とする。(代理出席可とする。)
- (7) その他、実施委員会が認めた者については出店を認める。

3. 出店料について

- (1) 1マスは、テント1張り分「360×540cmまで」とし、出店料は町内事業者3,000円(税込)、町外事業者5,000円(税込)とする。

2マス以上必要とする場合でも、出店料は一律とする。

キッチンカーについても同様とする。

※本イベントは、町内事業者の振興および地域活性化を目的として実施しております。この趣旨を踏まえ、出店料については、町内事業者の負担軽減に配慮しつつ、町外事業者との区分を設けることにしました。また、近年の運営経費の増加等を踏まえ、今年度より町外事業者の出店料を見直しておりますので、ご理解をお願いいたします。

- (2) 出店料は、出店者会議時に納付すること。出店者会議時に納付が難しい場合は、出店者会議開催日までに下記実施委員会の口座へ振込納付すること。(※振込手数料は出店者負担)

納付先口座：秋田銀行（0119）
小坂支店 251
普 1030216 アカシアまつりジッシイインカイ

4. 出店場所について

出店場所は、来場者の安全確保や円滑な運営のため、全体の配置バランス等を考慮し、実施委員会にて決定いたします。

5. 露店の設置並びに撤去等について

- (1) テント設置並びに販売準備は、開催初日9時30分までに終了すること。テント設置に当っては、暴風雨対策等へ十分に配慮すること。(※出店者のマス割り配置は、前日の13時までに終了いたします。)
- (2) テント等の必要備品は、各出店者で準備すること。
(※実施委員会では、イス、テーブル、電気、給排水等の準備はいたしません。)
- (3) 準備・搬入等の車両は、終了次第一般駐車場へ撤去し、お客さんの買物や通行を妨げないこと。
原則イベント実施時間中の会場への乗り入れは禁止とする。
- (4) 閉店時間は、厳守すること。販売商品が無くなった場合でも待機、或いは追加搬入をお願いします。
- (5) イベント終了後は、速やかに露店を撤去し、周辺のゴミ掃除等を行い環境整備に努めること。裏面へ

6. レンタルテントの斡旋について

- (1) 露店の出店に伴いテントの準備ができない出店希望者には、事前申込者に限り小坂町アカシアまつり実施委員会で準備したテントを有料で貸し出したします。
- (2) 貸し出しテントは設置から撤去まですべて小坂町アカシアまつり実施委員会でいたします。
- (3) レンタル料金（税込、設置撤去料含む）については、下記の通りとなります。

| | |
|-----------------------------|------------------|
| • 2×3間テント（360cm×540cm）1張り | 10,000円 |
| • 1.5×2間テント（270cm×360cm）1張り | 8,000円 |
| • 横幕 2間 | 4,000円、3間 6,000円 |
| • ミニテント（250cm×250cm）1張り | 5,000円 |

※資材費等の諸経費の上昇に伴い、レンタル料金を改定しました。

- (4) 申し込みについては出店申込書に必要数を記入の上、出店者会議時に料金を出店料と併せて納付すること。出店料と同様出店者会議時に納付が難しい場合は、出店者会議開催日までに上記実施委員会の口座へ振込納付すること。（※振込手数料は出店者負担）

7. ゴミの処理について

ゴミは出店者の責任により、「燃えるゴミ」「燃えないゴミ」「缶、ビン」等の種類ごとに分類し、指定された場所へ捨てること。

8. 募集方法並びに出店申込み

- (1) 出店募集は町広報に掲載し募集する。
- (2) 出店申込は同封の「小坂町アカシアまつり露店出店申込書」に必要事項を記入し期日までにかつの商工会又は小坂町役場観光産業課へ申し込みすること。

9. 注意事項等について

- (1) 飲食に係る出店者は、食品衛生法により保健所への届出申請「従事者の腸内細菌検査結果報告書添付」を実施すること。（大館保健所の指導）
- (2) おにぎり等、当日の天候により食中毒の危険性が高いものは自粛すること。（大館保健所の指導）
- (3) テント等の設置は、土袋等を活用し強風対策を確実にして、事故が無いよう各自の責任において安全に配慮すること。
- (4) 当日の天候や予期せぬ環境変化等より種々の変更が生じた場合やこの要綱に定めない事項が生じた場合は、実施委員会の指示にしたがうこと。